

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 5 年 4 月 25 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
うに潜水器漁業	1 人	定めなし	八戸港外港中央第一防波堤のうち、北灯台以南の沖側壁面から 10 メートル以内の水域 ただし、港湾工事に伴う作業区域を除く	6 月 1 日から 6 月 30 日までの間のうち 5 日間	八戸市に住所を有する者	令和 5 年 4 月 25 日から 令和 5 年 5 月 12 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）日没から日の出までの間は、操業してはならない （２）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない （３）船舶航行に支障を生じさせてはならない （４）埋立工事を行っている区域（八戸港八太郎地区（市川））に進入してはならない